

建設緑政局関係議案資料

議案第215号

川崎市道路の構造の技術的基準に関する

条例の制定について

建設緑政局

「川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例制定に向けた考え方について」 に対するパブリックコメント手続きの実施結果について

1 概要

本市では、本市が管理する県道及び市道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の一般的技術基準を条例で定めるために、「道路の構造の技術的基準に関する条例制定に向けた考え方」について、市民の皆様から御意見を募集いたしました。

その結果、4通（意見総数8件）の御意見をいただきました。御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例制定に向けた考え方について
意見の募集期間	平成24年8月7日（火）～平成24年9月6日（木）まで
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
意見の周知方法	<ul style="list-style-type: none">・本市ホームページ・情報プラザ（市役所第3庁舎2階）・各区役所（市政資料コーナー）・各区役所道路公園センター・市政だより・建設緑政局計画部企画課（市役所第3庁舎13階）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none">・本市ホームページ・情報プラザ（市役所第3庁舎2階）・各区役所（市政資料コーナー）・各区役所道路公園センター・建設緑政局計画部企画課（市役所第3庁舎13階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	4通（8件）
電子メール	4通（8件）
FAX	0通（0件）
郵送	0通（0件）
持参	0通（0件）

4 意見の内容と対応

パブリックコメントの結果、概ね「川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例制定に向けた考え方」の趣旨に沿った意見や、主旨を踏まえ今後、検討する意見、道路施策に対する御意見・御要望であったことから、「川崎市道路の構造の技術的基準に関する条例制定に向けた考え方」に沿って条例案を作成し議会に提出いたします。

【御意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見を踏まえ、条例制定の考え方に反映させたもの
- B 条例制定の考え方の趣旨に沿った意見であるもの
- C 趣旨を踏まえ、今後検討するもの
- D 道路施策に対する御意見・御要望であり、条例制定の考え方を説明・確認するもの
- E その他

【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 横断面の構成に関すること (3件)		1	1	1		3
(2) 道路の構造に関すること (4件)				4		4
(3) その他 (1件)					1	1
合計		1	1	5	1	8

具体的な御意見の内容と市の考え方【詳細】

(1) 横断面の構成に関すること(3件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
1	道路の緑の増加をするべき。	これまで植樹帯を設置できなかった狭い幅員の道路においても歩道を緑化することが可能となることから、本市の「緑の基本計画」にも位置付けられている道路緑化をより一層推進し、良好な景観や、より良い沿道環境の確保を進めてまいります。	B
2	安全な自転車の通行について、現状の道路構造令は自転車通行帯が規定されていない等自転車の車道走行に関する配慮が不足していると考えている。自転車通行帯の規定化をはじめとして自転車が安全に車道走行をできるようにするべき。	自転車の通行環境については、本市では、国のガイドラインの策定の動向を見極めながら、自転車通行環境整備の基本方針の策定を行う予定です。安全な自転車の通行環境の整備に向け、本市の自転車通行環境整備の基本方針策定後、いただいた御意見を踏まえ、検討してまいります。	C
3	災害が発生した時、臨時用待機場所でも使えるように、自転車、徒歩者専用の道路の広さを確保するべき。	自転車道・歩道の幅員は、安全かつ快適な通行を確保するために、地域の状況や利用形態を十分考慮して適切な幅員を整備することとしております。	D

(2) 道路の構造に関すること(4件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
4	側溝に土砂がたまり、激しい雨の後は道路に水があふれることがあるので、土砂がたまりにくい側溝の構造となるような道路設計をするべき。	側溝等は、沿道の状況に適した構造で整備をし、清掃等を行うことにより維持管理を行っております。今後も、適切な維持管理に努めてまいります。	D
5	雪が降る度に車がスリップしながら滑ってしまい大変危険であるため、雪が積もりにくい塗装などを道路に施す対策をするべき。	積雪は歩行者のみならず車の通行にも大きな影響を与えることとなるため、地域の実情に応じた対策として、除雪や融雪剤の散布等の維持管理作業を実施しております。	D
6	道路照明はすべて太陽光+風力+LED照明とするべき。	道路照明のLED化は、環境への配慮、節電への取組みとして、一部モデル事業として実施しております。今後も拡大に向けて検討してまいります。	D
7	災害にも役立つ太陽光・風力による充電設備や夜間照明、火災用水栓等の災害用設備を設置するべき。	災害にも役立つ災害用設備の設置は、一部施設で導入を検討しております。	D

(3) その他(1件)

番号	意見要旨	意見に対する市の考え方	区分
8	側溝の保守管理は、川崎の業者の直接的支援にもなるので、川崎の業者に請負わすべき。	側溝の保守管理の業務委託については、「契約の基本方針」に基づき、市内の中小企業者へ優先発注しております。	E